

令和2年第1回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和2年1月10日（金） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所第43号会議室

出席委員 13人

古城 義郎（会長）
内田 浩明（副会長）
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
齊藤 健
上田 清史

欠席委員 1人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦
次長 藤井 浩一
書記 田中 雅之
書記 中山 敬二

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第4号 事業計画変更承認申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第6号 農業委員会の法令遵守について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第2号 農地改良届けについて

報告第3号 時効取得の届けについてについて

報告第4号 許可書返納届について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和2年第1回の総会を開催いたします。本日は14名中13名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題6件、報告4件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明） 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

5件です

受付番号1、

（譲渡人）長洲町梅田の個人

（譲受人）長洲町梅田の個人

（土地の所在地）牛水の畑、面積1,204㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

現地の状況ですが、申請農地はきれいに管理されている農地でした。

受付番号2

（譲渡人）玉名市玉名の個人

（譲受人）上井手の個人

（土地の所在地）本井手の田、面積372㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

現地の状況ですが、申請農地はきれいに管理されている農地でした。

受付番号3

（譲渡人）金山の個人

（譲受人）玉名市岱明町の個人

（土地の所在地）

金山の畑、面積216㎡外6筆 合計5,562㎡

金山の田、面積957㎡外4筆 合計2,447㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

現地の状況ですが、申請農地のうち、2筆がキャベツを、5筆は小麦を作付けされておりました。その他は何も耕作されていない状態の農地でした。

受付番号4

(譲渡人) 金山の個人

(譲受人) 玉名市岱明町の個人

(土地の所在地) 金山の畑、面積 744 m²

(譲渡理由) 労力不足。

(譲受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない状態の農地でした。

受付番号5

(譲渡人) 金山の個人

(譲受人) 玉名市岱明町の個人

(土地の所在地) 金山の田、面積 1,460 m²

(譲渡理由) 労力不足

(譲受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、申請農地はきれいに管理された状態の農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請については以上です。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます、受付番号1より担当委員は説明をお願いします。

委員 1番ですが、きれいに管理された農地です。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2番について、担当委員は説明をお願いします

委員 2番ですが、申請者は申請地の隣にも農地をもっていて、この度併せて耕作されることにするそうです。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3番～5番について、担当委員は説明をお願いします

委員 3番、4番、5番ですが、農用地区域内であり耕作に適した土でもあります。問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？

委員 この3, 4, 5番の案件の譲受人はブロック屋を営んでいると聞いておりますが、資材置場として利用しないでしょうか？

委員 譲受人に資材置場にしないと確認しております。

議長 他に御意見御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第2号 農地法第4条の規定による転用申請許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請についてです。

1 件です

受付番号 1

(申請人) 福岡市南区の個人

(土地の所在地) 上井手の畑、面積 521 m²

(転用目的) 公民館、第 2 種農地

昨年、4 条の転用を申請され許可が出ておりますが、申請人が 4 月 26 日に亡くなっておられ許可が無効であることから、相続人に相続され、報告第 4 号であるとおりに許可書を返納し新たに申請するものです。既に転用済みですので、始末書添付となっております。現地の状況が、すでに公民館敷地として利用されております。事業計画書をご覧ください。計画の概要は公民館建物・広場・遊具設置となっております、転用面積は 521 m²、給排水に変更はなく、また、周辺に農地は無く、営農への影響もありません。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 4 条の規定による農地等の転用申請許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます、それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 前回審議したときと地主が変わられたということですが、利用目的は同様であり、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請につい

てです。

3件です。

受付番号1、

(譲渡人) 府本の個人

(譲受人) 宮内出目の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 316 m²

(転用目的) 一般住宅、用途地域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請農地はきれいに管理された何も耕作されていない農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は個人住宅で、転用面積 316 m²、建築面積 66.24 m²、駐車場 60 m²、庭等 189.76 m²となっています。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用し、生活雑排水については下水道を利用、雨水については自然浸透する計画で、近隣農地の営農に影響はありません。

受付番号2、

(譲渡人) 神奈川県平塚市の個人

(譲受人) 蔵満の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 501 m²

(転用目的) 一般住宅、用途区域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は 何も耕作されていない保全状態の農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は専用住宅で、転用面積 501 m²、建築総面積は2階建てで 126.69 m²となっています。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用し、雨水については自然浸透及び浸透式枡を、生活雑排水については下水道を利用する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

受付番号3、

(譲渡人) 山鹿市の個人

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 500 m²

(転用目的) 一般住宅、用途区域内の第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない保全状態の農地でした。事業計画書をご覧ください。計画の概要は個人用住宅で、転用面積 500 m²、建築面積 87.55 m²、駐車スペース 30 m²、庭 382.45 m²となっています。給排水計画につきましては、給水は市上水を利用し、雨水については自然浸透及

び側溝に排水、生活雑排水については下水道を利用する計画で、周辺に農地はなく、営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第3号 農地法第5条の規定による「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 ありがとうございます、それでは受付番号1より担当委員は説明をお願いします。

委員 1番ですが、畑を2つに分筆し西側を転用ということですが、周辺は住宅地になっており、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 2番ですが、住宅や道路に囲まれた農地で、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について担当委員は説明をお願いします。

委員 3番ですが、周囲は住宅街となっており問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第4号 事業計画変更承認申請書**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第4号 事業計画変更承認申請書についてです。

2件です。

受付番号1

(申請人) (当初計画者) 宮内の個人

(事業承継者) 大島の不動産業の法人

(土地の所在地) 宮内の宅地 現況：田 面積 876 m²

(変更内容) 平成26年に貸家として転用許可を取ったが、業者の人手不足のため建てることが出来ず、また周辺道路のセットバックに協力が得られず建築しても入居者が見込めないため太陽光発電に変更となっております。第2種農地です。

現地の状況ですが、周辺は住宅、太陽光発電等に転用され、申請農地は住宅用の基礎がそのまま残っている状態となっております。事業計画書をご覧ください。計画の概要は太陽光発電で、土地の有効活用となっております。建設面積は831 m²で、太陽光発電ですので給排水についても給水はなく排水も雨水のみとなっております、元々、貸家で許可済みですので、営農への影響も無いと考えます。

受付番号2

(申請人) 大島の不動産業の法人

(土地の所在地) 宮内の宅地外 20筆、合計面積 14, 815.32 m²

(変更内容) 平成27年に建売住宅及び共同住宅として転用許可を取ったが、区画数に対して、十分な人手を確保できず、当初事業期間の平成28年9月30日までに完了しなかったため、事業期間の変更になります。第2種農地です。現地の状況ですが、住宅地となっており、完成していない住宅がまだある状態と

なっております。事業計画書をご覧ください。工程表の修正がありますので別紙になります。当初平成28年9月30日までの工事完了でしたが、令和3年12月31日までの工事完了に変更となっております。

議案第4号 事業計画変更承認申請書については以上です。

議長 ありがとうございます、それでは担当委員は説明をお願いします。

委員 1番ですが、住宅地として転用許可を受けたところを太陽光発電施設にするということですが、道が狭いことや、水道管が細く上水量が足りないということで入居が見込めないということです。周りには水路がありますが、土砂が流出しないように、コンクリートを打って土砂が流れないようにすることを約束していただきました。問題ないと思います。以上です。

続けて2番ですが、工期の変更のみで、事業内容に変更はありません。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして、**議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和2年1月15日の公告予定です。今回は1回目の利用権設定となっております。

総括表の今回の設定面積です。利用権設定の新規設定5年の田で10,843㎡、再設定5年の畑で1,071㎡、利用権設定の合計が11,914㎡、以上、所有権移転等はありませんので今回の利用集積計画合計も11,914㎡となっております。

1件目

利用権新規設定

(借り手) 牛水の個人

(貸し手) 増永の個人

(利用権を設定する土地) 増永の田、面積 1,056 m²

利用目的は田で、期間は令和2年2月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は10aあたり60kgの物納です。

2 件目

利用権新規設定

(借り手) 牛水の個人

(貸し手) 増永の個人

(利用権を設定する土地) 増永の田、面積 2,794 m²

利用目的は田で、期間は令和2年2月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は10aあたり60kgの物納です。

3 件目

利用権新規設定

(借り手) 牛水の個人

(貸し手) 水野の個人

(利用権を設定する土地) 水野の田、面積 2,455 m²

利用目的は田で、期間は令和2年2月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は10a当り60kgの物納です。

4 件目

利用権再設定

(借り手) 菰屋の農業生産法人

(貸し手) 菰屋の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の畑、面積 1,071 m²

利用目的は梨で、期間は令和2年2月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は1筆あたり50,000円です。

5 件目

利用権新規設定

(借り手) 菰屋の個人

(貸し手) 菰屋の個人

(利用権を設定する土地)

菰屋の田、面積 1,716 m²外 1 筆 合計 3,039 m²

利用目的は野菜で、期間は令和2年2月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は反当り13,000円です。

6 件目

利用権新規設定

(借り手) 菰屋の個人

(貸し手) 長洲町高浜の個人

(利用権を設定する土地) 菰屋の田、面積 1,499 m²

利用目的は野菜で、期間は令和2年2月1日から令和6年11月30日までの5年間、借料は10a当り13,000円です。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第5号を終了したいと思います。続きまして、**議案第6号 農業委員会の法令遵守**について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第6号、農業委員会の法令遵守についてです。
別紙をご覧ください。

熊本県農業会議より、申し合わせ決議のお願いがありました。内容についてですが、許認可に対し個人情報に接することが多く、公平・公正な運用はもちろん、個人情報保護などもあることから、組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠であることから、申し合わせ決議を議案にあげております。

内容は、1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。この内容でよろしいか、後審議の程をよろしくお願いします。

(議長) ただいまの内容について何か御意見御質問等ありますか

— (「異議なし」 の声あり) —

(議長) 私からですが、この件につきましては、委員という立場として農地を守り農業の振興を目的に活動をしていただくようお願いいたします。また、立場上、個人の情報についても知ることがありますが、それを個人的に利用したり利益供与に利用したりしないということも含めた法令遵守だと思います。今後もより一層法令遵守していただくことで決議をさせていただいてよろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

ありがとうございます。これで本日の審議は終わりました。報告事項を事務局より一括でお願いします。

(事務局説明)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第2号 農地改良届けについて

報告第3号 時効取得の届けについてについて

報告第4号 許可書返納届について

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか？

— (「なし」の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局より事務連絡

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか？

— (「なし」の声あり) —

議長 それでは、これをもちまして令和2年第1回総会を終わります。